

第Ⅶ編 積算

第 2 章 工事費の積算

① 機器・材料等の区分

電気通信設備工事に用いる器資材の区分は次によるものとし、その具体的区分は別表第 1 によるものとする。

「機器」とは、「当該機器の製作工場等で機能、性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場においては加工等を必要としないもの」をいう。

「材料」とは、「素材品質等の確認（認証等を含む）が製作工場等でなされて調達されるもので、施工現場において造成、加工を必要とするもの」をいう。

「鋼構造製作物」とは、「施工現場条件に応じ個別に工場製作がなされ、製作工場で仮組立等により品質検査・構成等の確認がなされる鋼構造製作物で、現場において組立・架設等を必要とするもの」をいう。

別表 第 1

機器・材料等の区分

設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物	備考
多重無線 通信装置	① 多重無線装置	① ケーブル・電線	① 通信鉄塔	
	② 空中線及びレドーム	② 電線管等管路材及び付属品	② 反射板構造物	
	③ 伝送装置、端局装置及び同ユニット	③ 導波管	③ 空中線取付架台	
	④ 遠方監視制御装置、回線監視装置	④ 避雷針、避雷器、接地材	④ ケーブルラック等鉄塔付帯設備（鉄塔と一体のもの）	
	⑤ 上記①～④に類する装置	⑤ ケーブルラック	⑤ 反射板面	
テレメータ 設 備	① 監視局の無線装置、空中線、分配器、操作卓、プリンター、表示盤	① ケーブル・電線		
	② 観測局、中継局等の無線装置、空中線、雨量計又は水位計、直流電源装置、太陽電池電源装置	② 電線管等管路材及び付属品		
	③ 上記①、②に類する装置	③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ パンザーマスト ⑤ 空中線取付金具		

第Ⅶ編 積算

第 2 章 工事費の積算

① 機器・材料等の区分

電気通信設備工事に用いる器資材の区分は次によるものとし、その具体的区分は別表第 1 によるものとする。

「機器」とは、「当該機器の製作工場等で機能、性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場においては加工等を必要としないもの」をいう。

「材料」とは、「素材品質等の確認（認証等を含む）が製作工場等でなされて調達されるもので、施工現場において造成、加工を必要とするもの」をいう。

「鋼構造製作物」とは、「施工現場条件に応じ個別に工場製作がなされ、製作工場で仮組立等により品質検査・構成等の確認がなされる鋼構造製作物で、現場において組立・架設等を必要とするもの」をいう。

別表 第 1

機器・材料等の区分

設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物	備考
多重無線 通信装置	① 多重無線装置	① ケーブル・電線	① 通信鉄塔	
	② 空中線及びレドーム	② 電線管等管路材及び付属品	② 反射板構造物	
	③ 伝送装置、端局装置及び同ユニット	③ 導波管	③ 空中線取付架台	
	④ 遠方監視制御装置、回線監視装置	④ 避雷針、避雷器、接地材	④ ケーブルラック等鉄塔付帯設備（鉄塔と一体のもの）	
	⑤ 上記①～④に類する装置	⑤ ケーブルラック	⑤ 反射板面	
テレメータ 設 備	① 監視局の無線装置、空中線、分配器、 同軸避雷器 、操作卓、プリンター、表示盤	① ケーブル・電線		
	② 観測局、中継局等の無線装置、空中線、 同軸避雷器 、雨量計又は水位計、直流電源装置、太陽電池電源装置	② 電線管等管路材及び付属品		
	③ 上記①、②に類する装置	③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ パンザーマスト ⑤ 空中線取付金具		

機器費対象品目の追加

旧 平成 31 年 3 月

機器・材料等の区分

設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物	備考
放 流 警 報 設 備	① 制御監視局の無線装置、 空中線、分配器、操作卓、 タイプライタ、表示盤 ② 警報局の無線装置、空中 線、サイレン及びサイレ ン制御盤、拡声器及び音 声増幅装置、放流警報表 示機及び同制御盤等 ③ 中継局はテレメータ設備 に準じる ④ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属 品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ パンザーマスト	① 表示機支柱構造物	
移 動 体 通 信 設 備	① 総括局、統制局の主制御 装置、データ回線終端装 置、表示制御装置、監視 制御端末、時計装置及び 監視表示盤 ② 基地局の基地局装置、空 中線共用装置及び空中線 ③ 移動局の携帯型及び車載 型移動局装置 ④ 上記①～③に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属 品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ 空中線取付金具		
衛 星 通 信 地 球 局 設 備	① 固定型衛星地球局のアン テナ装置、送受信装置、 個別通信端局装置、画像 端局装置及び回線制御装 置 ② 可搬型衛星通信地球局の アンテナ装置、送受信装 置、端局装置、小型交換 装置、画像端局装置、画 像設備及び車輛・付帯設 備 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属 品 ③ 導波管 ④ 避雷針、避雷器、接地材		
電話交換設備	① 自動電話交換装置の本 体、操作卓、電話機 ② 電話交換設備に付帯する ネットワーク装置、変換 装置、接続装置 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線及び配線 材料 ② 電線管等管路材及び付属 品 ③ 避雷器、保安器 ④ 壁掛形中継端子盤		

新 令和 2 年 2 月 **朱書き修正**

機器・材料等の区分

設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物	備考
放 流 警 報 設 備	① 制御監視局の無線装置、 空中線、分配器、 同軸避 雷器 、操作卓、タイプラ イタ、表示盤 ② 警報局の無線装置、空中 線、 同軸避雷器 、サイレ ン及びサイレン制御盤、 拡声器及び音声増幅装 置、放流警報表示機及び 同制御盤等 ③ 中継局はテレメータ設備 に準じる ④ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属 品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ パンザーマスト	① 表示機支柱構造物	
移 動 体 通 信 設 備	① 総括局、統制局の主制御 装置、データ回線終端装 置、表示制御装置、監視 制御端末、時計装置及び 監視表示盤 ② 基地局の基地局装置、空 中線共用装置及び空中 線、 同軸避雷器 ③ 移動局の携帯型及び車載 型移動局装置 ④ 上記①～③に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属 品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ 空中線取付金具		
衛 星 通 信 地 球 局 設 備	① 固定型衛星地球局のアン テナ装置、送受信装置、 個別通信端局装置、画像 端局装置及び回線制御装 置 ② 可搬型衛星通信地球局の アンテナ装置、送受信装 置、端局装置、小型交換 装置、画像端局装置、画 像設備及び車輛・付帯設 備 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属 品 ③ 導波管 ④ 避雷針、避雷器、接地材		
電話交換設備	① 自動電話交換装置の本 体、操作卓、電話機 ② 電話交換設備に付帯する ネットワーク装置、変換 装置、接続装置 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線及び配線 材料 ② 電線管等管路材及び付属 品 ③ 避雷器、保安器 ④ 壁掛形中継端子盤		

改定趣旨・根拠

機器費対象品目の追加

旧 平成 31 年 3 月

新 令和 2 年 2 月 **朱書き修正**

改定趣旨・根拠

⑤ 間接工事費

(略)

別表 第 3

		機器管理費率		
項目	対象機器単体費	1,400万円以下	1,400万円を超え2億円以下	2億円を超えるもの
		適用区分	下記の率とする	機器管理費率算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。
			A	b
機器管理費率 [%]		18.22	42380.2	-0.4711
				5.21

(2)算定式

[機器管理費率算定式]

$$L = A \cdot E^b$$

ただし L : 機器管理費率 [%]
E : 対象額 (機器単体費の合計) [単位 : 円]
A、b : 変数値

(注) Lの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表 第 4

機器管理費率の補正	
種 別	補正係数
機器製作及び据付調整を行う場合	1.0
機器製作のみを行う場合	0.5
機器を支給する場合	0.5
上記を複合した場合	補正係数算定式により算出された係数 (h)

(注) 別表第3で求めた機器管理費率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(2) 算定式

[補正係数算定式]

$$h = \frac{E_a + (E_b + E_c) \times 0.5}{E}$$

ただし h : 補正係数
E : 対象額 (機器単体費の合計) [単位 : 円]
E_a : Eのうち機器製作及び据付調整を行う機器の機器単体費計 [単位 : 円]
E_b : Eのうち機器製作のみを行う機器の機器単体費計 [単位 : 円]
E_c : Eのうち支給する機器の機器単体費相当額計 [単位 : 円]

(注) hの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

⑤ 間接工事費

(略)

別表 第 3

		機器管理費率		
項目	対象機器単体費	1,400万円以下	1,400万円を超え2億円以下	2億円を超えるもの
		適用区分	下記の率とする	機器管理費率算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。
			A	b
機器管理費率 [%]		18.22	42380.2	-0.4711
				5.21

(2)算定式

[機器管理費率算定式]

$$L = A \cdot E^b$$

ただし L : 機器管理費率 [%]
E : 対象額 (機器単体費の合計) [単位 : 円]
A、b : 変数値

(注) Lの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表 第 4

機器管理費率の補正	
種 別	補正係数
機器製作及び据付調整を行う場合	1.0
機器製作のみを行う場合	0.5
機器を支給する場合	0.5
機器移設する場合	0.5
上記を複合した場合	補正係数算定式により算出された係数 (h)

(注1) 別表第3で求めた機器管理費率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(2) 算定式

[補正係数算定式]

$$h = \frac{E_a + (E_b + E_c + E_d) \times 0.5}{E}$$

ただし h : 補正係数
E : 対象額 (機器単体費の合計) [単位 : 円]
E_a : Eのうち機器製作及び据付調整を行う機器の機器単体費計 [単位 : 円]
E_b : Eのうち機器製作のみを行う機器の機器単体費計 [単位 : 円]
E_c : Eのうち支給する機器の機器単体費相当額計 [単位 : 円]
E_d : Eのうち移設する機器の機器単体費相当額計 [単位 : 円]

(注) hの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

機器移設作業に関する
機器管理費の変更

移設対象額の追加

移設対象額の追加

旧 平成 31 年 3 月

第Ⅷ編 歩掛

第 1 章 一般事項

第 1 節 一般事項

① 一般事項

1 通 則

本歩掛は、国土交通省直轄の土木事業における電気通信設備（共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備）の設置に係る共通設備の施工積算に適用する。

ただし、官庁営繕に関する工事及びこの標準歩掛によることが著しく不適當又は困難であると認められる場合を除く。

2 適 用

(1) 本歩掛は、標準歩掛を示すもので、必ずしも全ての場合に適用し得るものではなく、実際の運用にあたっては、この標準歩掛を基準にして次の諸条件を勘案するものとする。

- 1) 気象条件
- 2) 施工箇所の土質、地形及び立地条件
- 3) 工事量と工期
- 4) 特殊作業
- 5) 交通条件
- 6) その他

(2) 製作工場からの技術者を特に必要とする場合は、あらかじめ特記仕様書に明記の上、当該技術者の派遣に要する費用を別途積算することができる。

(3) 既設設備の撤去工事は、個別歩掛に明示のある場合を除き、「機器、材料等を再使用する場合」は、原則として据付歩掛の 0.5 倍とする。

ただし、「再使用しない場合」は、原則として 0.2 倍とし技術者、技術員は、電工に置き換えて計上するものとする。

(4) 電気通信関係の標準歩掛名称に据付又は調整の明記があるものは、個別歩掛に明示のある場合を除き同一場所、同時施工の 2 台目（又は類する単位）以降は、1 台につき、基本歩掛の 0.7 倍とする。

ただし、低減は小さい方を対象とする。

(5) 本歩掛以外の作業種別は、別途積上げ計上するものとする。

(6) 道路沿い（地中）は、河川敷内の配管にも適用する。

新 令和 2 年 2 月

朱書き修正

改定趣旨・根拠

第Ⅷ編 歩掛

第 1 章 一般事項

第 1 節 一般事項

① 一般事項

1 通 則

本歩掛は、国土交通省直轄の土木事業における電気通信設備（共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備）の設置に係る共通設備の施工積算に適用する。

ただし、官庁営繕に関する工事及びこの標準歩掛によることが著しく不適當又は困難であると認められる場合を除く。

2 適 用

(1) 本歩掛は、標準歩掛を示すもので、必ずしも全ての場合に適用し得るものではなく、実際の運用にあたっては、この標準歩掛を基準にして次の諸条件を勘案するものとする。

- 1) 気象条件
- 2) 施工箇所の土質、地形及び立地条件
- 3) 工事量と工期
- 4) 特殊作業
- 5) 交通条件
- 6) その他

(2) 製作工場からの技術者を特に必要とする場合は、あらかじめ特記仕様書に明記の上、当該技術者の派遣に要する費用を別途積算することができる。

(3) 既設設備の撤去工事は、個別歩掛に明示のある場合を除き、「機器、材料等を再使用する場合」は、原則として据付歩掛の 1.0 倍とし、「再使用しない場合」は、原則として 0.5 倍とする。

(4) 電気通信関係の標準歩掛名称に据付又は調整の明記があるものは、個別歩掛に明示のある場合を除き同一場所、同時施工の 2 台目（又は類する単位）以降は、1 台につき、基本歩掛の 0.7 倍とする。

ただし、低減は小さい方を対象とする。

(5) 本歩掛以外の作業種別は、別途積上げ計上するものとする。

(6) 道路沿い（地中）は、河川敷内の配管にも適用する。

撤去作業等における補正係数の変更

旧 平成31年3月

第2章 共通設備

第1節 共通設備工

① 配管・配線工

3 標準歩掛

3-1 配管

(略)

(8) 金属製可とう電線管敷設

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
金属製可とう電線管	22mm以下	100m	4.2	
	36mm以下	100m	6.5	
	54mm以下	100m	11.9	
	76mm以下	100m	13.8	
	82mm以下	100m	16.6	

新 令和2年2月 朱書き修正

第2章 共通設備

第1節 共通設備工

① 配管・配線工

3 標準歩掛

3-1 配管

(略)

(8) 金属製可とう電線管敷設

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
金属製可とう電線管	24mm以下	100m	4.2	
	38mm以下	100m	6.5	
	63mm以下	100m	11.9	
	76mm以下	100m	13.8	
	83mm以下	100m	16.6	

改定趣旨・根拠

JIS規格との整合

第3章 電気設備
第6節 道路照明設備工

(略)

(追加)

第3章 電気設備
第6節 道路照明設備工

(略)

⑤ 照明灯プレキャスト基礎設置工

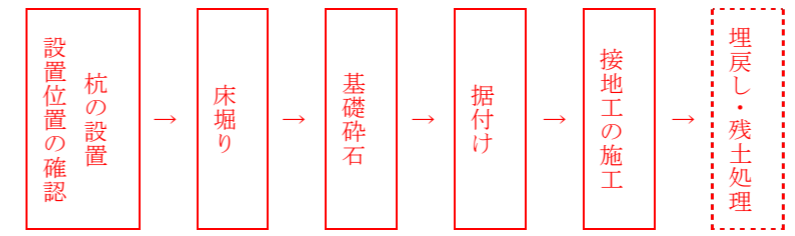
1 適用範囲

本資料は、道路照明設備の内、照明灯プレキャスト基礎設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

3-1 床掘り

作業種別	細別規格	単位	アースオーガ運転(時間)	普通作業員	摘要
照明灯基礎	500φ2m以下	10基	7.0	0.9	
	500φ2.5m以下	10基	9.0	1.1	

3-2 基礎砕石、据付け

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準積算基準書第Ⅱ編第2章⑩排水構造物工⑩-1排水構造物工(3-6)プレキャスト集水枡」による。

3-3 接地工の設置

本作業種別の歩掛は、「第2章第1節②接地設置工3-1接地設置」による。

本基準化に伴う新規追加

旧 平成31年3月

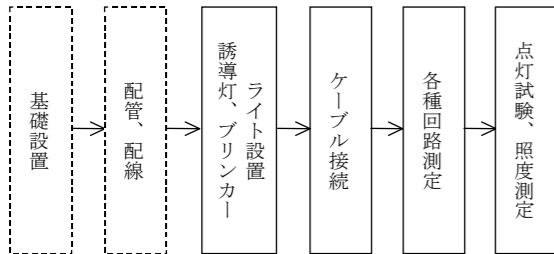
⑤ 視線誘導灯設置工

1 適用範囲

本資料は、道路照明設備の内、視線誘導灯設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー
本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

3-1 プリンカーライト設置

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
プリンカーライト設置		個	0.25	

- (注) 1. 本歩掛は、ポールを設置及びポール内配線接続を含む。
2. ポール基礎及び基礎ボルトは、別途計上する。

3-2 視線誘導灯設置

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

新 令和2年2月 朱書き修正

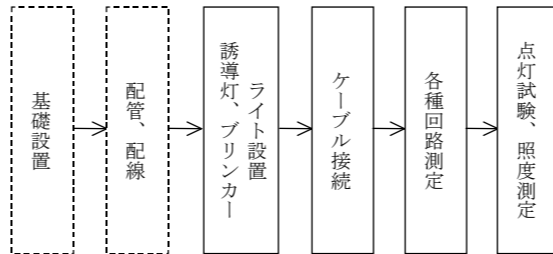
⑥ 視線誘導灯設置工

1 適用範囲

本資料は、道路照明設備の内、視線誘導灯設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー
本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

3-1 プリンカーライト設置

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
プリンカーライト設置		個	0.25	

- (注) 1. 本歩掛は、ポールを設置及びポール内配線接続を含む。
2. ポール基礎及び基礎ボルトは、別途計上する。

3-2 視線誘導灯設置

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

改定趣旨・根拠

項番変更

旧 平成 31 年 3 月

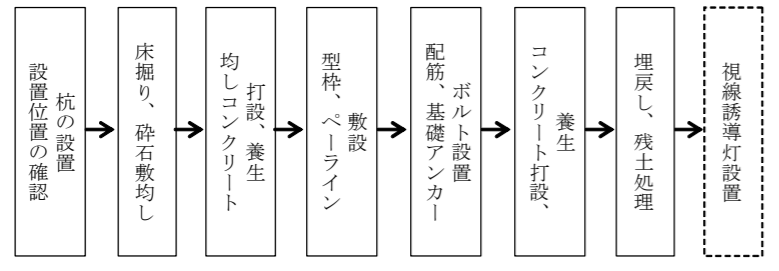
⑥ 視線誘導灯基礎設置工

1 適用範囲

本資料は、道路照明設備の内、視線誘導灯基礎設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー
本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



本作業は、第 3 章第 5 節①配電線設備設置工 3-10 作業土工（電気）による。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

新 令和 2 年 2 月 朱書き修正

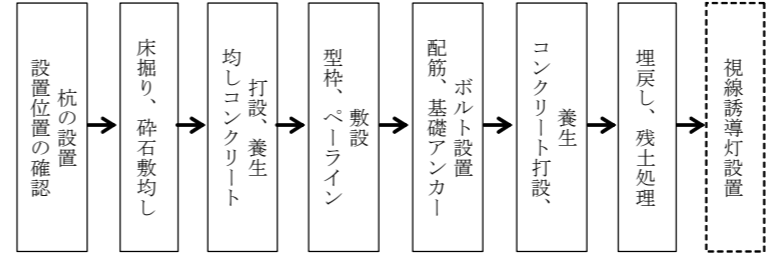
⑦ 視線誘導灯基礎設置工

1 適用範囲

本資料は、道路照明設備の内、視線誘導灯基礎設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー
本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



本作業は、第 3 章第 5 節①配電線設備設置工 3-10 作業土工（電気）による。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

改定趣旨・根拠

項番変更

第 4 章 通信設備

第 4 章 通信設備

第 1 節 多重無線設備工

第 1 節 多重無線設備工

(略)

(略)

② 空中線装置設置工

② 空中線装置設置工

4 適用範囲

本資料は、多重無線設備の内、空中線装置、レドーム等の設置を行う空中線装置設置工に適用する。

4 適用範囲

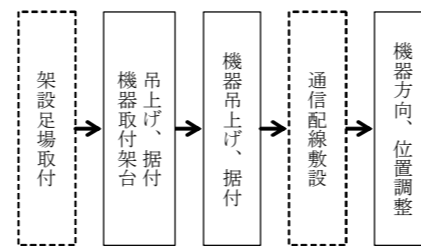
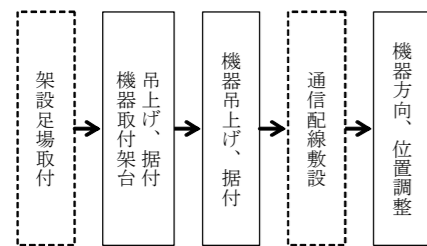
本資料は、多重無線設備の内、空中線装置、レドーム等の設置を行う空中線装置設置工に適用する。

5 施工概要

5 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



6 標準歩掛

6 標準歩掛

3-2 空中線据付

3-2 空中線据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
八木型	スクリーントラップ 5EL・8EL	基	—	1.0	
パラボラ取付	4mφ	基	1.0	3.5	
	3mφ	基	1.0	3.0	
	2.4mφ	基	1.0	2.7	
	2mφ	基	1.0	2.5	
	1.2mφ	基	1.0	2.0	

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
八木型	スクリーントラップ 5EL・8EL	基	—	1.0	
パラボラ取付	4mφ	基	1.0	3.5	
	3mφ	基	1.0	3.0	
	2.4mφ	基	1.0	2.7	
	2mφ	基	1.0	2.5	
	1.2mφ	基	1.0	2.0	

(注) 1. 本歩掛は、地上高 20m の場合とし、高さによる補正は次式による。

$$\text{地上高さ } h \text{ [m] の高さの歩掛} = \text{標準歩掛} \times \left\{ 1 + \frac{0.5}{80} (h - 20) \right\}$$

(注) 1. 本歩掛は、地上高 20m の場合とし、高さによる補正は次式による。

$$\text{地上高さ } h \text{ [m] の高さの歩掛} = \text{標準歩掛} \times \left\{ 1 + \frac{0.5}{80} (h - 20) \right\}$$

- レドーム付空中線は、1.2 倍とする。ただし、架台は除く。
- パラボラアンテナの撤去は、再使用しない場合においても、本歩掛の 0.5 倍とする。
- 高さ、レドーム付空中線による補正をした歩掛を基準に、同一場所（同一空中線柱等）、同時施工の 2 基以降は、1 基につき 0.7 倍とする。

- レドーム付空中線は、1.2 倍とする。ただし、架台は除く。
- パラボラアンテナの撤去は、再使用しない場合においても、本歩掛の **1.0 倍**とする。
- 高さ、レドーム付空中線による補正をした歩掛を基準に、同一場所（同一空中線柱等）、同時施工の 2 基以降は、1 基につき 0.7 倍とする。

撤去作業等における補正係数の変更

第 4 節 移動体通信設備工

(略)
(追加)

第 4 節 移動体通信設備工

(略)

本基準化に伴う新規追加

② デジタル陸上移動通信装置設置工

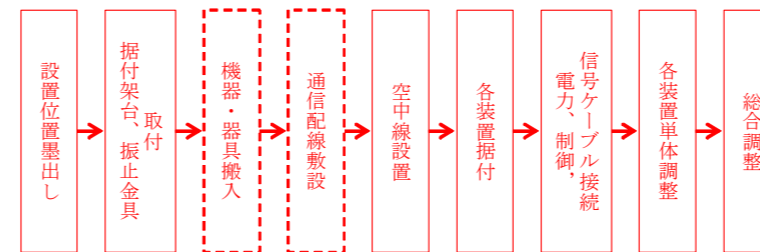
1 適用範囲

本資料は、移動体通信の内、デジタル陸上移動通信装置の設置を行うデジタル陸上移動通信装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-10 デジタル陸上移動通信装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	適 要
基地局無線装置		架	1.0	2.0	共用器含む(注 1)
塔頂増幅器	送信フィルター一体型	台		1.5	(注 1, 2)
塔頂増幅器	送信フィルタ分離型 (塔頂部)	台		1.0	(注 1, 2)
塔頂増幅器	送信フィルタ分離型 (室内部)	台		0.5	(注 1)
車載型無線装置		台	0.5	0.5	(注 1)
遠隔通信制御装置		台	1.0	—	(注 1)
遠隔通信装置		台	0.5	—	(注 1)

(注) 1 同一場所、同一施工の 2 架 (台) 以降は 1 架 (台) につき 0.7 倍とする。

2 塔頂増幅器を鉄塔に据え付ける場合は高さ補正を行うものとし、「土木工事標準積算基準書 (電気通信編) 第 VIII 編第 4 章第 4 節 3-10 移動体通信用空中線据付」による。

旧 平成 31 年 3 月

新 令和 2 年 2 月 朱書き修正

改定趣旨・根拠

(追加)

3-2 デジタル陸上移動通信装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	適 要
基地局無線装置		台	1.5	—	(注 1, 2)
車載型無線装置		台	0.5	—	(注 1)
遠隔通信制御装置		台	1.0	—	(注 1)
遠隔通信制御装置	基地局増設時	台	0.5	—	1 台増設毎
遠隔通信装置		台	0.5	—	(注 1)
遠隔通信装置	基地局増設時	台	0.3	—	1 台増設毎

(注) 1 同一場所、同一施工の 2 架 (台) 以降は 1 架 (台) につき 0.7 倍とする。

2 塔頂増幅器調整は基地局無線装置調整に含む。

3-3 デジタル陸上移動通信装置総合調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	適 要
総合調整		式	2.5		(注)

(注) 1 上記工数は、遠隔通信制御装置 1 台、遠隔通信装置 1 台、基地局 1 台、移動局 20 台 (同一場所) の基本条件としている。

2 基本条件のとき、移動局数が 20 局 (台) までは上記工数とする。

3 同一場所で移動局が 20 局 (台) を超える場所は、1 局 (台) につき 0.05 人増とする。

4 基地局が 2 台目以降は、1 台につき 0.5 人増とする。

5 遠隔通信装置が 2 台目以降は、1 台につき 0.5 人増とする。

6 移動局が別の場所で調整を行う場合は、移動局 10 局 (台) まで技術者を 1.0 人とし、10 局 (台) を超える場合は 1 局 (台) につき 0.05 人増とする。

※ 総合調整とは、遠隔通信制御装置、遠隔通信装置、基地局装置、車載無線装置 (携帯型無線装置) の通信、監視制御をいう。

第5節 衛星通信設備工

(略)

3-4 個別通信端局装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
個別通信端局装置		架	5.0	

(注) 同一場所、同時施工の2架以降の場合は、1架につき0.5倍とする。

3-5 画像端局装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
画像端局装置		架	1.0	2.0	
回線制御装置		架	1.0	2.0	

(注) マーキング、架台、振止取付及び同一室内の電源線、アース線の敷設を含む。

3-6 画像端局装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
画像端局装置		台	4.0	
回線制御装置		台	10.0	

3-7 空中線据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
アンテナ装置	5mφ	基	4.0	13.0	
	7mφ	基	4.0	17.0	
融雪部		個	1.0	3.0	

(注) 1. 送受信装置～アンテナ装置間の軽微な電源線、信号線、導波管を含む。
2. アンテナ架台については、別途積算とする。
3. アンテナの撤去は、再使用しない場合においても、本歩掛の0.5倍とする。

3-8 空中線調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
アンテナ装置	5mφ	基	9.5	4.5	
	7mφ	基	11.0	6.0	
融雪部		個	0.5	0.5	

3-9 総合調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
総合調整	本省局	式	36.0	
	大阪局	式	27.0	
	地整局	式	20.0	

(注) 総合調整は次の対向試験を含む。
・本省局：大阪局、地整本局及び車載局との対向試験
・大阪局：本省局、地整本局及び車載局との対向試験
・地整局：本省局、大阪局、他地整の据付時の地整本局及び車載局との対向試験

第5節 衛星通信設備工

(略)

3-4 個別通信端局装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
個別通信端局装置		架	5.0	

(注) 同一場所、同時施工の2架以降の場合は、1架につき0.5倍とする。

3-5 画像端局装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
画像端局装置		架	1.0	2.0	
回線制御装置		架	1.0	2.0	

(注) マーキング、架台、振止取付及び同一室内の電源線、アース線の敷設を含む。

3-6 画像端局装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
画像端局装置		台	4.0	
回線制御装置		台	10.0	

3-7 空中線据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
アンテナ装置	5mφ	基	4.0	13.0	
	7mφ	基	4.0	17.0	
融雪部		個	1.0	3.0	

(注) 1. 送受信装置～アンテナ装置間の軽微な電源線、信号線、導波管を含む。
2. アンテナ架台については、別途積算とする。
3. アンテナの撤去は、再使用しない場合においても、本歩掛の**1.0**倍とする。

3-8 空中線調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
アンテナ装置	5mφ	基	9.5	4.5	
	7mφ	基	11.0	6.0	
融雪部		個	0.5	0.5	

3-9 総合調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
総合調整	本省局	式	36.0	
	大阪局	式	27.0	
	地整局	式	20.0	

(注) 総合調整は次の対向試験を含む。
・本省局：大阪局、地整本局及び車載局との対向試験
・大阪局：本省局、地整本局及び車載局との対向試験
・地整局：本省局、大阪局、他地整の据付時の地整本局及び車載局との対向試験

撤去作業等における
補正係数の変更

第 5 章 電子応用設備

第 3 節 レーダ雨（雪）量計設備工

(略)

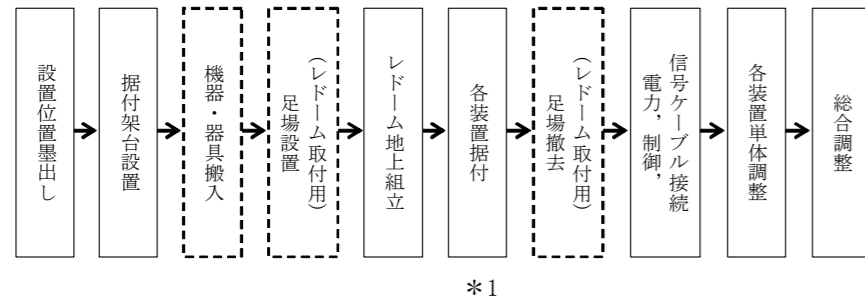
③ レーダ基地局装置設置工

1 適用範囲

本資料は、レーダ雨（雪）量計設備の内、基地局装置の設置を行う、レーダ基地局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 レーダ基地局装置（単一偏波）据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	普通作業員	鉄筋工
レドーム	人力施工	台	0.6	12.0	23.0	5.0
空中線装置		台	2.0	5.5	-	-
導波管加圧装置		台	-	0.5	-	-
空中線制御装置		架	1.0	2.0	-	-
送受信装置		架	1.6	3.2	-	-
信号処理装置		架	1.0	2.0	-	-
収集処理装置		架	1.0	2.0	-	-
入出力装置		架	1.0	2.0	-	-
電源制御装置		架	1.0	2.0	-	-
PPI装置		台	1.0	1.0	-	-

- (注) 1. 送受信装置には、レーダ動作監視装置を含む。
 2. 本作業種別以外の歩掛は、「第 5 章第 1 節共通設備工」によるほか、別途積上げ計上する。
 3. 空中線装置の撤去は、本歩掛の 0.5 倍とする。

第 5 章 電子応用設備

第 3 節 レーダ雨（雪）量計設備工

(略)

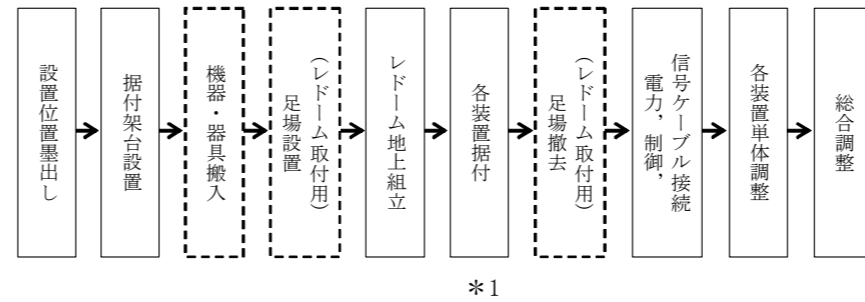
③ レーダ基地局装置設置工

1 適用範囲

本資料は、レーダ雨（雪）量計設備の内、基地局装置の設置を行う、レーダ基地局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 レーダ基地局装置（単一偏波）据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	普通作業員	鉄筋工
レドーム	人力施工	台	0.6	12.0	23.0	5.0
空中線装置		台	2.0	5.5	-	-
導波管加圧装置		台	-	0.5	-	-
空中線制御装置		架	1.0	2.0	-	-
送受信装置		架	1.6	3.2	-	-
信号処理装置		架	1.0	2.0	-	-
収集処理装置		架	1.0	2.0	-	-
入出力装置		架	1.0	2.0	-	-
電源制御装置		架	1.0	2.0	-	-
PPI装置		台	1.0	1.0	-	-

- (注) 1. 送受信装置には、レーダ動作監視装置を含む。
 2. 本作業種別以外の歩掛は、「第 5 章第 1 節共通設備工」によるほか、別途積上げ計上する。
 3. 空中線装置の撤去は、本歩掛の 1.0 倍とする。

撤去作業等における補正係数の変更